

2010年4月1日から アフターマフラー認証制度がスタートしました

マフラー認証制度って？十二？？

騒音対策の強化として、今まで行なわれてきた近接排気騒音・排気ガス規制に加えて**加速走行騒音規制**が新たに導入され、新しい規制をクリアしたアフターマフラー以外は使用できなくなりました。でも心配はいりません。この制度は2010年4月1日からの車両が対象となり、2010年3月31日以前の車両は今まで通りのアフターマフラーがご使用いただけます。

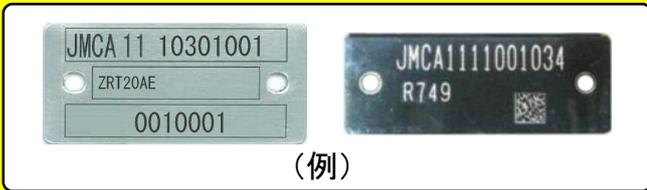
1：2010年3月31日以前の車両、マフラーの規制に変更はありません！

●2010年3月31日以前に生産された車両は、この制度の対象外です。

2：認証制度対象となる車両に、装着可能なアフターマフラーは？

『認証プレート』（JMCA呼称）

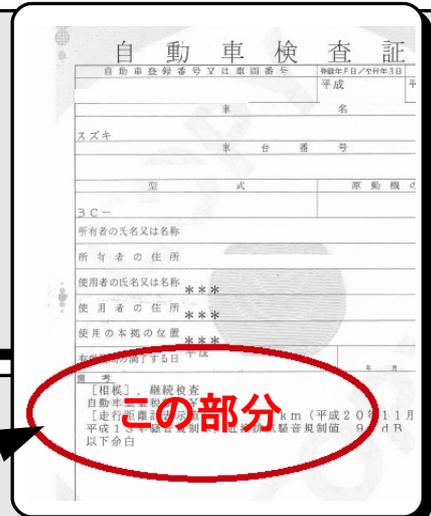
- この表示が付いていれば国の認証制度適合の証。安心して公道を走行でき、もちろん車検もOK！
認証制度対象以前の同型(同一車両型式)車両にも装着OKです。
- 上記以外にEU指令適合表示（eマーク）と排ガス及び近接排気騒音の適合確認のある製品



◆認証制度の対象となる車両は？

- 国産車・・・2010年4月1日以降に生産された車両
- 輸入・逆輸入車・・・2010年4月1日以降に通関された車両

つまり認証制度施行日より前に「生産」「通関」された車両に関しては対象にはなりません。たとえ2010年4月1日以降に購入した車両でも、製造日や通関日が2010年3月31日以前の車両であれば従来のJMCA認定マフラーが使用可能です。



◆認証制度の対象となる車両の確認方法は？

- 車検のある車両・・・車検証の備考欄の記載事項で確認ができます。
(マフラー加速騒音規制適用車と記載されていれば認証制度対象車両です。)
- 車検のない車両・・・車体に貼られている型式認定番号ラベルの色で確認ができます。
(シルバー地のラベルであれば認証制度対象車両です。)



《注意!!》

- マフラー加速騒音規制適用車に上記認証表示及び法規適合証明の出来ないアフターマフラーを装着した場合は、「違法マフラー」とみなされます。
- 従来のJMCA認定マフラーは車両型式が同じでも、マフラー加速騒音規制適用車には使用できません。
- マフラー加速騒音規制適用車ではバツフル等の消音機構が脱着できる構造のマフラーは「違法マフラー」となります。

なんとなく分かったけど、でも心配、もっと詳しい内容が知りたいという方は、マフラーメーカー、販売店またはJMCA事務局までお問い合わせください。